

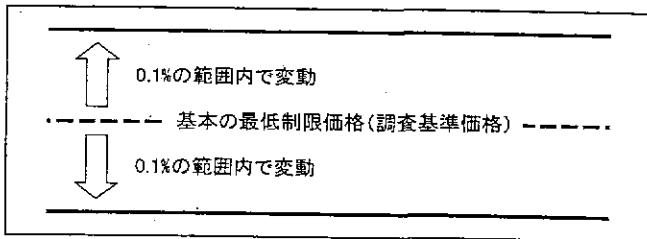
公共が山歌和 改革制度達調

最低制限・ 調査基準価格

事後公表、変動型に

6月から
実施 3000万円以上は総合評価

最低制限価格(調査基準価格)の算定方法イメージ



今回実施する制度改革の目的は、最低制限価格と調査基準価格に関するものでは、これまで事前公表としていたことで、応札額がこれらの価格付近に易な落札決定の防止、工事品質のさらなる確保を図ることとを目的に、事後公表へと移行する。

価格の算定方法については、従来使用していた中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルから、今年4月に国土交通省が導入した▽直接工事費の95%▽共通仮設費の90%▽現場管理費の60%▽一般管理費の30%で算定するよう改正。漏えい防止のため、基準となる最低制限型については、簡易な施

和歌山県は23日、6月から実施する公共調達制度の改善策を発表した。建設工事の入札で従来、事前公表していた最低制限価格と調査基準価格を事後公表に改めることも、これらの価格については4月から国土交通省が用いている算定式で算出し、一定の範囲で無作為に変動させる方法を採用する。また、予定価格3000万円以上の工事には原則、総合評価落札方式を導入するとし、ほか、工事関連業務でも条件付き一般競争入札を全面導入する。今回の改正で、07年5月の公共調達委員会提言に基づき一連の制度改革は完了することになる。

今回実施する制度改革の目的は、最低制限価格と調査基準価格に関するものでは、これまで事前公表としていたことで、応札額がこれらの価格付近に易な落札決定の防止、工事品質のさらなる確保を図ることとを目的に、事後公表へと移行する。

を実施する。

評価項目に関しては、県産品やリサイクル製品の使用実績を追加するとともに、新業者評価制度に基づき業者情報を活用するほか、運用拡大に対応するため、総合評価委員会についても、有田振興局以北地域と日高振興局以南地域を担当する分

科会をそれぞれ設置し、学識経験者の意見聴取体制を強化する。

このほか、設計・調査・測量といった工事関連業務についても、①不良業者の排除②業務における品質の確保③県内業者の育成④の観点から条件付き一般競争入札を全面的に導入。運用